

よくある質問と回答

問1：期限内に添付書類の一部が提出できませんが、応募は受付してもらえるか。

答1：応募の受付期間中に書類が揃わない場合は、原則、応募を受理しません。また、書類の審査期間中、計画内容の確認のため「提出書類一覧」にない書類の提出お願いすることもあります。期間中に書類が揃わない場合は、申請を取下げてください。

問2：募集要項の3応募事業者の資格要件^(a)について、オーナー式で、オーナーの理由によって選定後辞退した場合も含まれるのか。

答2：含まれます。

問3：令和8年度末までに竣工、サービス提供の開始が見込まれる整備計画とあるが、令和9年3月中に開所できればいいか。

答3：令和9年3月にサービス提供を開始する場合は、令和9年3月1日に指定を受け、サービス提供を開始する計画としてください。

問4：事前相談の際に、法人の代表者と事務責任者が来庁する必要があるか。

答4：必要ありません。介護保険課との事前相談の際は、法人の代表者または事務責任者の来庁が必要です。設計業者、不動産業者のみの来庁による事前相談は受け付けません。

関係機関との事前相談の際は、応募事業者の代表者又は事務責任者に加え、原則、設計業者や不動産業者が同行するようにしてください。

なお、来庁については、可能な限り少人数でお越しください。

問5：応募の受付期間以前に、応募書類を確認してもらうことは可能か。

答5：事前相談の受付期間中でも書類の確認を行いますので、事前に予約をいただいたうえで来庁ください。

問6：建設予定地区が、どこの圏域に該当するか。

答6：募集要項のホームページからダウンロードできる「第9期介護保険事業計画期間の日常生活圏域」を参考にしてください。詳しくは地域づくり推進課に問い合わせてください。

問 7 : 提出書類一覧の、「整備計画書」について、抵当権等の権利設定状況には、現在の抵当権等を書けばよいか、または今後つけられる抵当権を書けばよいか。

答 7 : 現在の抵当権等の状況を記載してください。また、権利設定されている場合には、いつまでに抹消されるか記載してください。

問 8 : 提出書類一覧の、「建築工事費等見積書、工事費内訳書」について、オーナー式の場合には提出不要か。

答 8 : オーナー式であれば、オーナーが建てる際の工事費見積書を提出いただく必要があります。

問 9 : 提出書類一覧の「資金計画書」について、オーナー式の場合には、オーナーの資金計画書の提出は不要か。また、提出する場合には、融資証明書や預金残高証明書は必要か。

答 9 : オーナー式の場合、資金計画書の備考欄に「オーナー負担」と記載してください。なお、融資証明書や預金残高証明書の添付が必要です。

問 10 : 「預金残高証明書」は、いつ時点のものを出せばよいか。

答 10 : 預金残高証明書は、一番直近で出せる時点のものをご提出ください。

問 11 : 提出書類一覧の、「収支見込書」について、事業開始が令和 9 年 2 月からの場合は、令和 9 年 2 月～令和 10 年 1 月の 12 か月を記載すると考えてよいか。

答 11 : お見込みのとおり。

問 12 : 提出書類一覧の、「管理者（施設長）就任承諾書」及び「管理者（施設長）予定者の経歴書及び資格証明書」について、現在未定であるが、この場合も提出する必要があるか。また、提出した場合は、1 年半先の社員の状況に変化がないとは言えないがそれでも良いか。

答 12 : 予定で記入してください。選定後、別の人を配置することとなる場合は、資格や経歴等が選定段階の人以上の人材を確保してください。

問 13 : 提出書類一覧の、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について、勤務予定者は未定であるので、氏名の記載はどうすればよいか。

答 13 : 可能であれば、人の名前を記載してください。難しいようであれば、ア、イ、ウ等と記載してください。

問 14：提出書類一覧の「地元自治会及び隣地地権者の整備計画に係る同意状況書」について、自治会及び地権者との同意書まで交わす必要があるのか。

答 14：できる限り同意書など整備計画に対し合意を得ていることが分かる書面を取り交わしてください。

問 15：提出書類一覧の「協力医療機関の同意書」について、提出書類には、具体的な提携契約書等が必要か。

答 15：確約書等の同意していることが確認できる書類を提出してください。

問 16：提出書類一覧の、「市税等の未納がない証明」について、本社が川越市外の場合は、川越市での証明は不要か。

答 16：本社が川越市外の場合でも、川越市の収税課で、滞納がない旨の証明をもらう必要があります。

問 17：提出書類一覧の、「市税等の未納がない証明」について、川越市で発行される証明書は、法人市民税の納税証明書でよい。また、税務署で発行される証明書は、法人税の納税証明書でよい。

答 17：川越市で発行される証明書については、川越市の収税課で法人に係るすべての税金について滞納がない旨の証明書をもらう必要があります。

また、税務署で発行される証明書についても、税務署で把握できる、法人に係るすべての税金についての未納がない旨の証明書をもらう必要があります。

問 18：各種証明書類の有効期限は。

答 18：行政機関や金融機関が発行する各種証明書類は、原則として3か月以内の日付のものを用意してください。

問 19：何件応募があったかを教えてほしい。

答 19：応募の受付期間中は、お答えできません。応募締切後に、市ホームページにて何件の応募があったかを公表する予定です。